

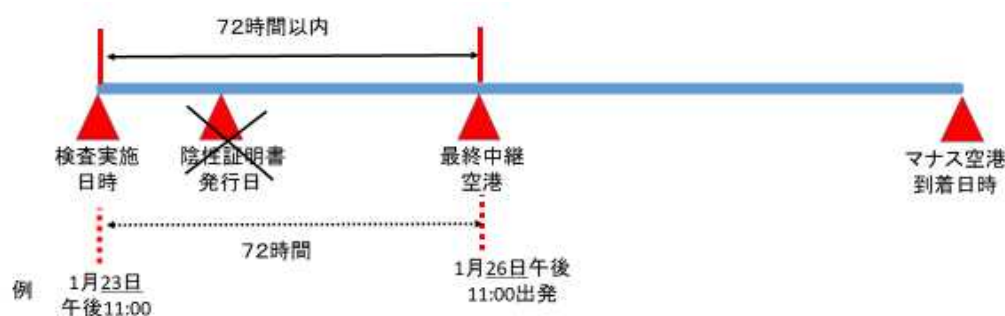
空路でキルギス入国する際の PCR 検査陰性証明書の有効起算日時の変更について

令和3年1月25日

●**空路で**キルギスへ入国する際に必要な PCR 検査陰性証明書の有効起算日時が変更となります。

●キルギス保健省によると、令和3年1月23日から、キルギスへ出発する飛行機に搭乗する72時間（3日間）以内に発行された PCR 検査陰性証明書（以下「陰性証明書」とします。）の提示が必要となります。

●従来、キルギス政府は、陰性証明書の有効起算日を陰性証明書発行日から3日以内のものとしていましたが、キルギス保健省の補足説明によると、起点日時は**検査実施日時**となります。具体的には以下のとおりです。しかし状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。



【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>